

2010年2月18日

小町恭士駐タイ日本国大使
在タイ日本国大使館

Cc: 日本貿易振興機構 (JETRO)
日本商工会議所 (JCC)
経済産業省 (METI)

小町恭士 大使閣下

私たちは、タイ東部ラヨン県マプタプット及びその近郊地域の住民です。東部臨海開発地域、特にマプタプット工業団地で発生している産業公害は、私たちの健康、生計、生活に悪影響を与えております。私たちは、私たちの居住地での環境及び社会状況の悪化という問題が、最も適切かつ生産的な方法で解決されることを希望し、大使閣下に対してこの書簡をお送り申し上げます。

私たちは、タイ法及びその他の公的手続により、地域環境とコミュニティーを守るべく闘って参りました。昨年、私たちの長年の努力が実を結び、行政裁判所が、マプタプット工業団地での多くの新規プロジェクト（当初 76 件、後に 65 件に削減）に関し、タイ憲法 67 条に合致するよう計画が変更されるまで一時的に停止せよとの判決を下しました。

しかしながら、この数ヶ月間、日本貿易振興機構 (JETRO) 及び日本商工会議所 (JCC) は、マプタプット工業団地の問題が 6 ヶ月以内に解決されなければ、日本人投資家がタイへの投資を停止するかもしれないと複数の公的な場で述べています。このような公的な場での発言はタイ政府に対する無意味な圧力となり、タイ社会がこの問題を解決する適正な方法を見出すことが困難になっております。

第一に、上述の判決は、タイの憲法に関し、同国の高等な司法機関によって言い渡されたものであることにご留意ください。この事実は、JETRO、JCC、そして日本大使館を含むあらゆる関係者が重んじなければなりません。

第二に、日本の政府と民間セクターの両方が、政府開発援助と多額の直接投資を通して、マプタプット工業団地等の東部臨海開発地域の形成において重要な役割を果たしてきました。それゆえ、日本は、マプタプットでの環境及び社会的状況の悪化に責任を持つべきと考えます。ある調査によれば、マプタプットの日本企業は、日本国内で活動する場合よりも緩い環境・社会保全基準で活動を展開しているとの結果も出ています。

第三に、日本大使館、JETRO、JCC は、タイ政府とタイ社会に圧力をかけると同時に、北九州や横浜といった例を、マプタプットにも適用できる工業地域の成功例として提示しています。ご厚意には感謝致しますが、私たちは、そのような「日本モデル」のタイ一般、そして特にマプタプットへの適用可能性に疑念を抱いております。

北九州の事例では、公害は減少したものの、被害を受けた海洋資源等の自然環境は完全に回復していません。マプタプットの多くの住民の生計が地域の自然資源に大きく依存していることを考慮すれば、自然環境の回復は非常に重要な問題であります。また、「日本モデル」はこの問題に効果的に対処していないと存じます。さらに、科学的データが示唆するように、マプタプットの環境容量はすでに限界に達しています。よって、「日本モデル」により、65 件の計画を含むマプタプット工業団地拡大計画が何ら正当化されるものではありません。私たちは、日本が未だに自国の産業公害問題を乗り越えていないことも存じております。水俣病がその例です。日本の裁判所は、最近の判決において、水俣病患者救済方法の見直しを日本政府に命じました。裁判所のこうした介入は、患者たちの長年の闘いによってもたらされたものだということにご留意いただきたく存じます。

私たちは、タイにおける日本の代表たる大使閣下に対し、以下を求めます。

1) タイ社会は、タイ司法制度とその他の手続に則り、最善の方法でマプタプット問題を解決すべきであり、そのために、JETRO 等の日本の政府機関や、社会的責任を果たすべき JCC 等の機関が、タイ政府及びタイ社会に圧力をかけるのを止めさせるような措置を執ってくださいよう求めます。

2) 日本の産業公害に関する経験を、タイ社会にとって有意義且つ有益な方法で活かし、日本が学んだ教訓をタイで活かして下さるよう求めます。そのためには、少なくとも「日本モデル」の提示のされ方を見直し、タイの状況に当てはまるように改善すべきです。その際は、地域住民の参加と、解決策の持続可能性といった原則を重視すべきです。

この書簡を読んで頂いたことに感謝致しますとともに、何卒ご高配賜りますよう、切にお願い申し上げます。

2010 年 2 月 18 日

スティ・アチャサイ (Sutti Achasai)

東部住民連合 (タイ・ラヨン県)

連絡先 (省略)